

不祥事の防止について

教職員による不祥事は、県民の公教育に対する信頼を失墜させる、極めて深刻な問題です。

公務員は全体の奉仕者としての性格を有することから、地方公務員法をはじめとする法令により、厳しい服務規律が定められており、勤務時間中はもとより、私生活においても、常にその責任を自覚して行動し、法令遵守は言うまでもなく、県民に対して疑惑や不信を招く行為についても厳に慎み、厳しい倫理観や規範意識を持って行動しなければなりません。

特に、教育に携わる公務員は、子どもたちを教え導く立場にあり、その人格形成に多大な影響を及ぼすということを肝に銘じ、**絶対に不祥事を起こさないという決意をもって行動してください。**

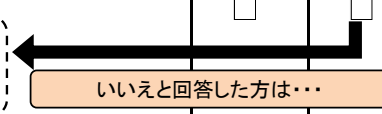
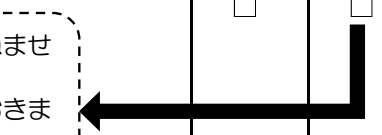
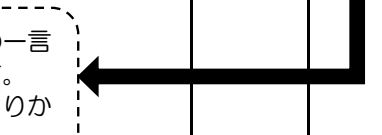
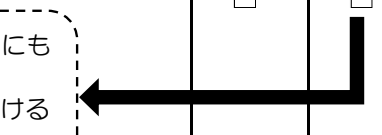
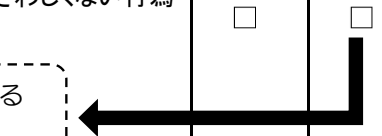
「不祥事防止のためのチェックリスト」及び「わいせつ行為等の撲滅に関するチェックシート」を活用して自らの行動や意識を再確認し、不祥事防止に向けた取組を進める契機としてください。

また、4 ページには不祥事を起こした場合にどのような影響があるかをまとめています。

万が一不祥事を起こすとどうなるか、自分に置き換えて考えてみてください。

なお、懲戒処分を行った場合は、記者発表を行うほか、県のホームページにも掲載します。

不祥事防止のためのチェックリスト

		はい	いいえ
1	勤務時間の内外を問わず、児童・生徒、保護者、県民からの厳しい視線が注がれていることを認識し、常に法令やルールを遵守している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	「この程度なら大丈夫だろう」といった考えで行動することはない。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> その行動がもたらす結果や責任の重さをよく考えてから行動するようにしてください。 </div> 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	他者との関わりにおいて、相手方の人権や個人としての尊厳を侵害しないよう配慮している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	衝動的な感情や欲求をコントロールできている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 怒りの感情をコントロールできないと、暴力事件や体罰につながりかねません。「深呼吸する」など、怒りをコントロールする方法を自分なりに考えておきま </div> 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	不祥事を他の学校のこと、他人事ではなく、自分自身のこととして考えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	他の教職員の言動に気になることがあれば、黙認せず直接注意したり、管理職へ報告したりしている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 不祥事は、引き起こした本人にも大きな不利益をもたらします。周囲の一言で不祥事の芽をつむむことができれば、その職員を助けることにもなります。職場の人間関係などから躊躇する方もおられると思いますが、自分の周りか </div> 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	普段の生活の中でストレスをためない工夫をしている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ストレスは心身の健康を害するおそれがあるだけでなく、不祥事の原因にもなり得ます。悩みごとは家族や友人、同僚、上司などに相談したり、趣味の時間を設けるなど、上手にストレスを発散するようにしてください。 </div> 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	過度の飲酒や遊興にふけったり、無理な借金をするなど教育公務員としてふさわしくない行為を行わないよう日頃から心掛けている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 特に過度の飲酒は、理性を麻痺させ、飲酒運転や暴力行為などにつながる </div> 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	教職員は児童・生徒の人格形成を支援する重大な責務を担っているという自覚を持っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	不祥事を起こした場合、教育全体、学校、児童・生徒、保護者、家族、自らのその後の生活等に対して取り返しのつかない重大な影響を及ぼすことを認識している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 「いいえ」が1つでもあった場合は意識や行動を見直してください。

わいせつ行為等の撲滅に関するチェックシート

区分	No.	チェック項目	はい	いいえ
全職員	1	勤務時間外であっても、公務員として、高い倫理観のもと、自らの行動を厳しく律するよう心がけていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	県教育委員会による過去10年間の懲戒処分等の行為の種類の中で、性的非行（わいせつ行為等）の件数が最も多いことを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	性的非行に対しては、「免職」を含め、より厳格に対処されることを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	性的非行により懲戒処分を受けた場合の影響（自身や家族に対する誹謗中傷等の精神的苦痛及び経済的損失、家庭崩壊、公教育に対する信用失墜等）を理解していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	痴漢や盗撮、下着窃盗といった性的非行は、被害者の心に大きな傷を負わせる犯罪行為であることを理解していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	自分の家族や大切な人が性的非行の被害者になった場合を想像したことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	性的非行をはじめとする不祥事案に対し、当事者意識を持って考えていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	刑法では、16歳未満の児童に対しては、たとえ合意があっても不同意わいせつ罪になることを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9	福岡県迷惑行為防止条例で、公共の場所等において、正当な理由がないのに、人に著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、「他人の身体に直接又は衣服の上から触れること」、「他人が着用している下着等をのぞき見し、又は撮影すること」、「卑猥な言動をすること」が禁止されていることを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	福岡県青少年健全育成条例で、「青少年（18歳未満の者）に対し、いん行又はわいせつな行為を行うこと」が禁止されていることを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例において、「県職員は、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、基本理念の通り自らの認識と行動を厳しく律するとともに、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくることへの強い決意をもって、性暴力の根絶に率先して取り組むものとする。」と規定されていることを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12	学校管理下において行うものを除き、SNS等を利用した児童生徒への連絡は禁止されていることを理解していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13	学校管理下において児童生徒への連絡を行う場合であっても、同時送信やグループメッセージ機能等により、必ず管理職や他の職員と連絡内容を共有できるようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14	教職員のSNS等利用に関する基本方針で、児童生徒との私的な連絡はもちろん、業務上必要な場合も、児童生徒との1対1での連絡は禁止されていることを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15	業務上、児童生徒とのSNS等による連絡が必要な場合は、原則として公用の端末から公用のアカウント等を利用して行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	16	管理職の許可なく若しくは緊急等の理由なく、児童生徒とSNS等を用いた1対1の私的なやり取りや児童生徒を自家用車に同乗させる行為は懲戒処分の対象となり得る不適切な行為であることを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	17	やむを得ず個人所有の端末や個人アカウントにより児童生徒への連絡を行う場合は、事前に管理職の許可を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	18	スマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することが禁止であることを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	19	学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職等の許可なく学校外に持ち出ししてはいけないことを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	20	教室やトイレ、更衣室（更衣場所となっている部屋を含む。）等の定期点検や、教室等の整理整頓を日常的に行い、盗撮等の未然防止に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	21	職場で疎外感を感じている者がいないか等、周囲の職員に対する目配りを意識していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	22	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律により、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の犯罪にならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは全て法律違反になることを知っていますか。 ※ 児童生徒等への性暴力等の防止に向けた啓発動画（文科省）はこちら 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	23	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律で、児童ポルノを製造、所持、提供等することが禁止されていることを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	24	自身の日頃の行動を振り返り、上記法律、条例等に違反することはないと誓いますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	25	児童生徒等との距離感や接し方で悩んでいることはありませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	26	他職員の日頃の言動で、児童生徒等との距離感や接し方について気になる点はありませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※No.25、26で、「はい」をチェックした場合は、その内容を記入してください。

もし不祥事を起こしたら… あなた自身のこととして想像してみてください。

あなた自身だけでなく、あなたの大切な人や県内の教職員全体に大きな影響が及びます。

懲戒処分

地方公務員法及び「懲戒処分の指針」に基づき、免職、停職、減給、戒告の懲戒処分を受けます。懲戒処分を行った場合は、記者発表を行うほか、県のホームページにも掲載します。

(例) わいせつ行為	児童生徒（18歳未満の者を含む。）に対するわいせつ行為…免職
飲酒運転	酒酔い運転…免職 酒気帯び運転…免職又は停職
体罰	体罰、暴言、侮蔑的な言動等…免職、停職、減給又は戒告
SNS等での私的なやり取り	緊急等やむを得ない理由以外で管理職の許可なく児童生徒とSNS等を用いた私的なやり取り…戒告

※ なお、免職となった場合、教育職員であれば教員免許状も失効します。

刑事上の責任（刑事裁判の可能性有）

犯した行為によっては、法令により次のような刑罰に処せられる場合があります。

なお、拘禁刑以上の刑に処せられた場合は、自動的に公務員としての職を失い、教員免許状も失効します。

(例) わいせつ行為	不同意わいせつ罪（刑法）	6月以上10年以下の拘禁刑
	児童買春 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律)	5年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
	青少年へのわいせつ行為 (県青少年健全育成条例)	2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
	盗撮行為（性的姿態撮影等処罰法）	3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
飲酒運転	酒酔い運転	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
体罰	暴行罪	2年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

※ 令和7年6月1日から、刑法の改正により「懲役」及び「禁錮」は「拘禁刑」に一本化されています。

民事上の責任（民事裁判の可能性有）

被害者から、物質的・精神的損害の補償として多額の金銭等を求められる場合があります。

学校や同僚への影響

不祥事が発生すると、次のような業務が必要となり、ただでさえ多忙な学校現場に、多大な負担を生じさせることとなります。

こうした業務は児童生徒の教育に直接関わるものではないだけに、徒労感や消耗感は特に大きくなります。

- 児童生徒・保護者・地域住民への説明会の開催
- 報道機関からの取材への対応
- 外部機関とのやり取り など

児童生徒・保護者・地域への影響

教職員による不祥事は、子どもたちや保護者、地域の信頼を裏切り、これまでに築き上げてきた関係を一瞬で失わせます。同僚職員は、子どもたちや保護者、地域の厳しい目に耐えながら、長い時間をかけて信頼回復を図らなければなりません。

また、担任や時間割の変更など、子どもたちの学校生活にも少なからず影響を及ぼし、何より、信頼していた先生に裏切られたという思いは子どもたちに深い心の傷を与えます。

家族への影響

重大な不祥事を起こした場合、家族の社会生活や学校生活にも深刻な影響を及ぼし、家族が離散してしまうケースも珍しくありません。

(事例)

- 自宅への非難の電話や嫌がらせが相次ぎ、転居せざるを得なくなった。
- 家族の勤務先に報道関係者が取材に訪れ、勤務先を辞めざるを得なくなった。
- 冠婚葬祭など、親戚の集まりに出席できなくなった。

生計への影響

懲戒免職や拘禁刑以上の刑に処せられたこと等による失職の場合、原則退職手当は支給されません。また、公務員の不祥事に対する世間の目は非常に厳しく、再就職は簡単ではありません。

・・・その他にもどのような影響があるか、自分に置き換えて考えてみてください。